

イーエーエージャパン会則 (施行日 2004年 10月 1日)

第一章 総則

第一条 (名称)

- 一、 本会の日本語名称を「イーエーエージャパン」とする。
- 二、 本会の英語名称を「Experimental Aircraft Association JAPAN」とする。
- 三、 本会の英語省略名称を「EAA JAPAN」とする。

第二条 (目的)

航空スポーツの健全かつ継続的な発展および航空に関わる総合力の向上に向けた法制度・文化・知識・技能・技術等あらゆる観点に立った諸活動を通じて、広く航空スポーツの振興・発展に寄与する事を本会の活動の目的とする。

第三条 (活動)

本会は前条の目的のために下記の活動を行う。

- 一、 航空スポーツに関する法制度の整備・提案に向けた活動。
- 二、 航空スポーツ文化の振興、発展に向けた活動。
- 三、 航空スポーツの安全の向上に向けた活動。
- 四、 気象、航空機の操作、航法等の知識の向上に向けた活動。
- 五、 航空機の操縦、機体製作および修理等の技能の向上に向けた活動。
- 六、 機体の設計、製作、改造等に関する技術の向上に向けた活動。
- 七、 その他、航空スポーツの振興・発展に資する活動。

第二章 組織運営

第四条 (事務局)

本会の事務局を下記の場所に設置する。

イーエーエージャパン アビエーションオフィス

〒302-0127 茨城県守谷市松ヶ丘 7-21-21 樋口方

イーエーエージャパン サテライトオフィス

〒344-0007 埼玉県春日部市小淵 132-1-204 桐島方

第五条 (役員)

本会の執行役員として、代表、副代表、顧問を設置する。

本会の役員として会計、監査、監事を設置する。

第六条 (執行役員の権限と責任)

本会の執行役員は、下記の権限と責任を有するものとする。

- 一、 活動計画の企画・立案
- 二、 活動資金の調達
- 三、 活動予算の立案・承認
- 四、 本会を代表とした第三者との折衝、交渉、契約行為
- 五、 本会を代表とした宣伝行為

第七条 (役員)の権限と責任)

本会の役員は、下記の権限と責任を有するものとする。

- 一、 本会の会計業務
- 二、 本会の監査業務
- 三、 本会の監事業務

第八条 (会議)

本会には下記の会議を設定する。

- 一、 運営会議
- 二、 定期総会
- 三、 臨時総会

第九条 (運営会議)

本会の運営に関わる意思決定は、運営会議の決議によるものとする。運営会議は本会の執行役員及び役員で構成する。

第十条 (定期総会)

定期総会を、原則毎年10月の第2日曜日に行うものとする。

定期総会での議案には、今期の活動実績及び収支の報告並びに来期の活動予定及び予算の報告が含まれる。

定期総会には、本会の会員が参加できる。

第十一条 (臨時総会)

運営会議の決議に基づき、臨時総会を行うことができる。

臨時総会での議案、対象の参加者は総会の目的に照らして運営会議にて決定する。

第十二条 (拒否権)

本会の執行役員のうち、代表及び副代表は拒否権を有するものとする。

第十三条 (活動年度)

本会の活動年度は、毎年10月1日から9月31日までとする。

第三章 会員

第十四条 (入会条件)

本会への入会条件は、本会則に合意する日本国内に現住所を持つ個人、法人、団体とする。ただし、本会にとって有意義であると認められ、運営会議での決議があれば、例外も認めるものとする。

第十五条 (入会手続)

入会の手続きは別途定めるところによる。

第十六条 (会員の種別)

本会の会員の種別は、国際個人会員、一般個人会員、法人・団体会員、賛助会員、特別会員とする。

第十七条 (会費)

本会の会費については別途定めるところによる。

本会の活動資金は会費収入のほか、寄付および本会の活動を通じて得た利益によるものとする。

第十八条 (会員登録内容の変更)

会員登録した内容に変更が生じた場合は、本会が別に規定する変更届けを事務局宛に電子メールもしくは書面により提出すること。

第十九条 (退会手続)

本会を退会する場合は、本会が別に規定する退会届を事務局宛に電子メールもしくは書面により提出すること。ただし、既納の会費は返還されない。

第二十条 (会員の義務)

会員は次の行為を行ってはならない。

- 一、 本会を宗教活動、営利活動に利用すること。
- 二、 本会の名誉や信用を失墜させるような行為を行うこと。
- 三、 本会から得た情報等を営利目的で譲渡、転用(転載)、売却及び第三者に利用させること。
- 四、 会員の名誉、プライバシーを損なう行為を行うこと。
- 五、 本会で得られた知識・技術・技能等を悪用すること。
- 六、 本会の運営を妨害すること。
- 七、 その他、本会の運営に支障を及ぼすもしくは及ぼすと予見されること。

第二十一条 (会員資格の取消)

以下のいずれかの項目に該当する会員は、運営会議の決議を経て、本会より除名する。

- 一、 前条の規定に反したと認められる場合。
- 二、 会員登録の内容に虚偽の申請をした場合。
- 三、 会費の納入を怠った場合。
- 四、 その他、運営会議が会員として不適切と判断した場合。

第四章 賠償

第二十二条 (賠償責任)

本会への参加により直接的もしくは間接的に生じた会員の損害に対し、本会はいかなる責任も負わず、一切の賠償の責任を負わないものとする。

第五章 その他

第二十三条 (会則の変更)

この会則は、運営会議の決議を以て改定することができる。

第二十四条 (解散)

本会は、運営会議の決議を以て解散することができる。ただし、本会の解散に関わる議案の審議は、原則として予め半数以上の会員による解散に対する合意を必要とするものとする。

附則

この会則は、2004年10月1日より施行する。